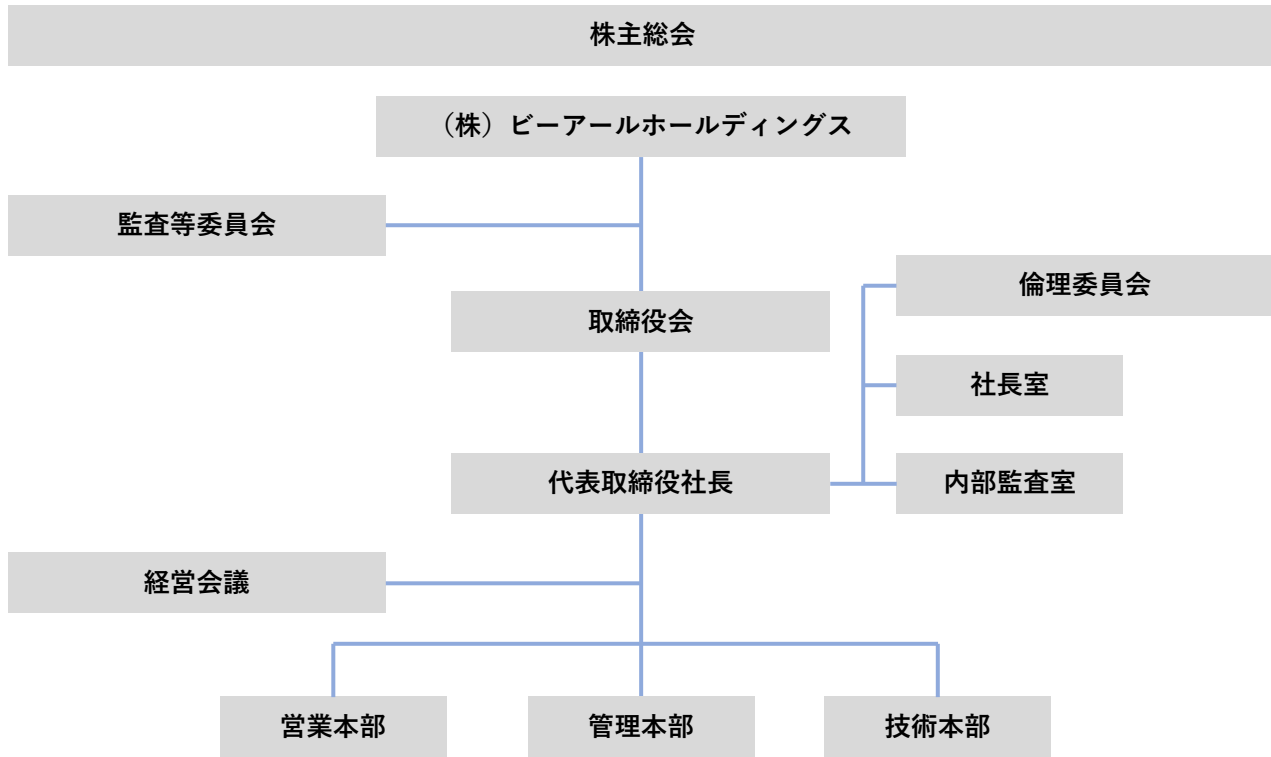


【コンプライアンス体制】

株式会社ビーアールホールディングスは、当社の企業倫理を向上させるため、次に示すコンプライアンス体制を採り、倫理委員会が事務局となって活動します。

1. 組織体制図



2. 倫理委員会規程

第1条（目的）

本委員会は、株式会社ビーアールホールディングス（以下「当社」という。）および当社の子会社（以下「子会社」という）が、企業倫理および遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案および推進することを目的とする。

第2条（審議事項）

- 企業行動基準の普及、徹底方針に関する事項
- 関係法令および社会情勢の動向に基づく企業行動の基本方針に関する事項
- その他コンプライアンスの確立、遵法精神の重要方針に関する事項
- コンプライアンス違反に関する事項
- コンプライアンス体制に関する事項

第3条（構成）

倫理委員会は、当社代表取締役社長を委員長とし、当社管理本部長、当社営業本部長、当社技術本部長、当社社長室長、当社内部監査室長が委員を務める。

第4条（倫理委員長の役割）

倫理委員会の委員長は、コンプライアンスに関する啓蒙、普及および実践に当たり、リーダーシップを発揮、委員会への上程、担当部署への指導、監督等をおこなう。

第5条（倫理委員会の運営）

委員会は、第2条の対象となる事項に関し、第1条の目的に基づいて委員長が招集する。

2. 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
3. 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。
5. 監査等委員は、委員会に出席し意見を述べることができる。

第6条（倫理委員会の役割）

当社社長室がコンプライアンス統括部署として事務局機能を担当し次の役割をおこなう。

1. コンプライアンスに関する諸施策の企画、立案、実施に関する事項
2. 行動基準の運用、管理に関する事項
3. 当社および子会社のコンプライアンス意識の高揚に関する事項
4. コンプライアンスに関する教育、研修に関する事項

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、規程管理規程による。

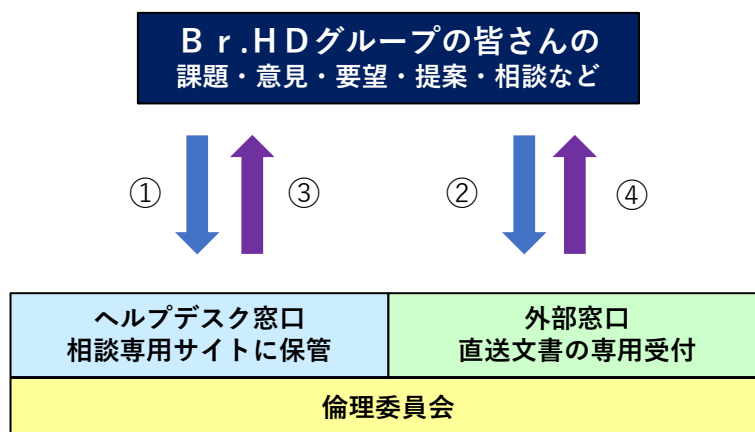
附則（相談窓口の案内）

倫理委員会は、皆様の生の声をお聞きし倫理活動に反映させます。皆様からの建設的、積極的な意見、提言をお願いします。

（1）系統図

倫理委員会の相談窓口の仕組みは、付図-1に示す通り「ヘルプデスク窓口」と「外部窓口」の2系統を常設しています。

付図-1 系統図



(2) 取扱規則

- a) 企業倫理活動全般に関する課題、意見、要望、相談および「B r.H D行動基準」の内容の解釈や個別事項などは①の「ヘルプデスク窓口」または②の「郵便窓口」のいずれかの手段で倫理委員会に知らせて下さい。
- b) 頂いた意見や提案に対して、倫理委員会としてきちんと対応していくため、ご意見やご提案は、必ず記名でお寄せ下さい。なお、個人の秘密を厳守する仕組みを整えていますので、安心して率直な意見や提案をお寄せ下さい。
- c) 皆様から頂いた意見や提案は、次の手順を踏んで取扱われます。
 - (i) 付図-1の①「ヘルプデスク窓口」画面を利用した場合は、倫理委員会で任命された特定の者しか閲覧できないようになっております。
 - (ii) 付図-1の②「外部窓口」を利用した場合は、外部委託先を経由して倫理委員会に届きます。当社および当社グループと利害関係の無い委託先であり、相談も受け付けております。
 - (iii) 上記(i)(ii)のいずれの場合も、皆様からの意見や提案を見るのは、倫理委員会のメンバーに限定されていて、決して外部に漏れることがないように管理されています。
- d) 皆様の意見や提案のうち、皆様自身への回答が必要な場合、その情報は担当部署へ回されますが、その場合でも個人の秘密が守られ、各種の対応は該当する皆様へフィードバックされます。
- e) 皆様の意見や提案は、倫理委員会あるいはグループ各社の関係部署で活用され、今後の活動や施策に反映されます。この場合、氏名は前記の倫理委員会のメンバーに限定され、一切公表されない仕組みとなっています。B r.H Dグループの企業倫理向上のためには、「誰の」意見、「誰が」言ったかは関係なく、皆様の意見や提案の「内容そのもの」が重要なのです。
- f) 倫理委員会活動の状況や各種の事例紹介、また活動の進め方などのについては、B r.H Dイントラネット上の「倫理委員会掲示板」に掲載し、全社員にお知らせします。
- g) 問題が生じれば、経営会議で審議し改善につなげます。

改訂	2003年04月01日	制定
	2015年06月25日	監査等委員会設置会社への移行に伴う変更
	2016年06月24日	「技術本部」新設に伴う変更
	2019年07月19日	「工事本部」廃止に伴う変更
	2021年04月01日	第5条（倫理委員会の運営）を変更